



12月定例会は12月5日から12月22日までの18日間の会期で開かれ、条例案・各会計補正予算案などが上程され、議決されました。

主な案件は次のとおりです。

**西条市市民活動支援センターの指定管理者の指定について**  
西条市市民活動支援センター1の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間。指定管理者はNPO法人西条まちづくり応援団。

**西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例の一部を改正する条例について**  
使用料等の額を、他の地方公共団体が所有する自然体験宿泊施設と同程度に改定するため、研修宿泊室の使用料について、1人当たりの基本

料金を830円値上げして2000円とし、ケビンの使用料について、1人当たりの基本料金を1240円値上げして2700円とするほか、キャンプの使用料についても見直しを行うもの。

- 一般会計（第10・11回）**
- 補正額 3億3533万円
  - 補正後の予算額 466億1956万円
- 補正額の主な事業は、次のとおりです。
- 【健康づくりの推進】
  - 石鎚クライミングパークS A I J O 改修事業 770万円
  - 【防災・減災対策の強化】
  - 西消防署河北出張所整備事業 219万円
  - 【学校教育の充実】
  - 学校空調設備設置支援業務委託事業 810万円
  - 小中学校就学援助事業 1169万円
  - 【時代の変化に対応した地域づくり】
  - 地域自治推進事業 130万円
  - 【農業の振興】
  - 県営ため池整備事業 661万円

4月から

## 国民健康保険の運営に都道府県が加わります

安定した財政運営や効率的な事業運営を確保するため、4月から市町村に加え、都道府県も国民健康保険（国保）制度を担うことになりました。（制度変更の詳しい内容は市ホームページに掲載）

### ▶新しい国民健康保険における役割分担

「愛媛県」の役割	「西条市」の役割
○財政運営の責任主体	○国保事業費納付金を県に納付
○国保運営方針に基づき事務の効率化・標準化・広域化を推進	○資格を管理（保険証などの発行）
○市町ごとに標準保険税率を算定・公表	○標準保険税率等を参考に保険税率を決定
○保険給付費等交付金を市町へ支払い	○保険税の賦課・徴収
	○保険給付の決定・支給

### 届け出や国民健康保険税の納付などは今までどおりです

財政運営の仕組みは大きく変わりますが、皆さんの医療の受け方は変わりません。国民健康保険税もこれまでどおり市に納めます。各種届け出なども、今までどおり市の担当窓口でできます。

国保に関することは、4月以降も引き続き市の担当窓口にお問い合わせください。

### ▶保険者機能の強化によりサービスが拡充します

- 愛媛県は、県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、県内市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。
- 平成30年度から、県内で他の市町に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

- 西条市は、今後より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるためにさまざまな働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取り組みを進めます。

問合せ 市庁舎新館1階 国保医療課  
TEL0897-52-1447